

128三田会 規約

「第一章 総則」

- 第1条 本会は128三田会と称する。
本会は慶應連合三田会に所属する組織である。
- 第2条 本会の目的は、一人でも多くの同期の方の参加・繋がりあいとする。
- 第3条 本会は目的達成のため、以下の事業を行う。
1. 会員相互の連絡を図る事業、会員名簿の作成・維持・改訂
ホームページの運営、総会の開催
 2. その他本会の目的達成のため必要な事業
ただし、その事業の為の組織は別途定めることができる。

「第二章 会員及び本会の解散」

- 第4条 本会は昭和62年3月慶應義塾大学の学部学科卒業の者、昭和61年9月通信教育課程卒業の者、及びそれらに準ずる者を以て会員とし、それらを以下の様に区分する。
- 文学部、経済学部、法学部法律学科、法学部政治学科、商学部、理工学部、医学部、厚生女子学院、アイデンティティ部会、通信教育課程
- 第5条 本会の会員は終身会員である。
- 第6条 本会は以下の事由に因って解散する。
1. 会員の不存在時
 2. 第13条に定める総会において本会の解散についての決議があった時
- 第7条 解散決議は前条で言う総会において4分の3以上の承諾がなければならない。

「第三章 役員及び学部役員」

- 第8条 本会に、役員として代表1名、副代表2名以上、常任幹事若干名、部会責任者若干名を置く。また監査役を置く。
- 第9条 代表は会務を統轄し、本会を代表する。
- 第10条 役員並びに監査役は、総会の決議によって選任する。役員の任期は原則として選出された総会から次の総会までとする。但し重任を妨げない。
- 第11条 代表、副代表、常任幹事、部会長・副部会長の役職は、役員の内選により決定する。
- 任期中に役員の内選もしくは欠員があった場合、他役員もしくは会員を前任者の所属組織もしくは代表から推薦し、役員会の承認により、前任者の残りの任期中の職務を行う。
- 第12条 学部役員として、各学部より代表1名、副代表1名以上を置く。
学部役員は役員会の決議によって選任する。

「第四章 会議」

- 第13条 本会には総会、役員会、執行役員会を置く。
- 第14条 総会は本会の最高意思決定機関である。
- 第15条 総会は128三田会の全会員を以って組織する。
- 第16条 総会の決議は、委任状を含む全会員の30分の1以上が出席し、出席した当該会員の議決の過半数をもって行う。
但し、可否同数の時は議長がこれを決する。
- 第17条 総会は適当期間を置き開催することを原則とし、今総会と直前総会間の活動報告、並びに会計報告を行う。
- 第18条 総会は代表が招集する。但し、役員会は招集の請求を代表にすることができる。
- 第19条 1. 総会を招集するには、代表は、総会の日々の20日前までに会員に対してその通知を発しなければならない。
2. 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載することを要する。
- 第20条 総会の議長は総会毎に代表がこれを選出する。この場合、代表が自ら議長となることを妨げない。
- 第21条 役員会は、第3条記載の事業を行う。
役員会は、役員で構成する。必要があるときは、役員以外の会員を参加させ、意見を述べさせることができる。但し、議決権は役員のみが有する。
役員会は、代表または副代表が招集し、議長の任にあたる。
- 第22条 執行役員会は、本会の運営について役員会を補佐する。
執行役員会は、役員及び学部役員により構成する。必要があるときは、役員及び学部役員以外の会員を参加させ、意見を述べさせることができる。但し、執行役員会の議決権は、役員及び学部役員のみが有する。
執行役員会は、代表または副代表が招集し、議長の任にあたる。

「第五章 会計」

- 第23条 本会の運営費は、連合三田会の助成金・支援金、卒業準備金の剰余金、事業の剰余金等をもってこれにあてる。
- 第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。
- 第25条 会計は役員会がこれを管理し、監査役が監査する。
- 第26条 役員会は監査役の監査を受けた会計報告を、執行役員会に提出し、執行役員会の承認を得るものとする。

「第六章 改正」

- 第27条 この規約の改正は役員会が発議し、総会において決議を得なければならない。
- 第28条 平成25年11月16日より本規約は効力を発する。